

令和3年度

# 定期監査結果報告書

富田林市監査委員



富 監 第 5 号  
令和4年4月8日

富田林市長 吉 村 善 美 様

富田林市監査委員

中 川 元  
花 岡 秀 行  
西 川 宏

### 定期監査結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

### 記

#### 1. 監査の対象

子育て福祉部 こども未来室 児童館

#### 2. 監査の期間

令和3年11月11日 ～ 令和4年3月29日

#### 3. 監査の範囲

令和2年度の事務・事業

#### 4. 監査の方法

今回の監査は、前記監査の対象、監査の期間、監査の範囲における財務に関する事務や経営に係る事業の管理に関する事務が関係法令等に従い適

正で、効率的かつ合理的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を受け、関係書類の調査とともに、必要に応じて書面での説明を求め、現状の把握を行う方法により実施した。

## 5. 監査の結果

概ね適正に処理されていたことを認めた。報告書には監査委員の意見を記載したが、検討・改善等を要するものは善処されるよう要望する。

なお、検討・改善等の指摘事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

以下、監査結果について記述する。

### (こども未来室)

こども未来室は支援係、相談係、管理係、入所係、幼保あり方PTで構成される。

支援係は、少子化対策（他の所管に属するものは除く。）に関すること、児童福祉（他の所管に属するものは除く。）に関すること、子育て支援に関する総合的な企画調整に関すること、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等に関すること、ファミリー・サポート・センターに関すること、地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業に関すること、助産施設に関すること、子どもの貧困対策に関する総合的な調整に関する事務を分掌している。

相談係は、児童家庭相談に関すること、要保護児童対策に関すること、ひとり親家庭の福祉に関すること、子どもの発達相談及び支援に関すること、母子生活支援施設に関する事務を分掌している。

管理係は、市立保育所の運営管理及び民間活力の導入に関すること、学童

クラブの運営管理に関すること、保育の実施に関する指導助言に関すること、保育に関する職員研修等に関すること、市立保育所及び市立幼稚園の保健に関すること、病児保育事業に関すること、こども未来室の総合的な調整に関する事務を分掌している。

入所係は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく教育、保育給付認定、給付費の支給並びに委託費の支払に関すること、特定教育・保育施設・特定地域型保育施設及び特定子ども・子育て支援施設等事業者の保育・教育の利用に係る利用者負担及び事業の確認並びに事業の運営費助成に関すること、延長保育及び一時預かり事業に関すること、学童クラブの入退会及び利用料に関する事務を分掌している。

幼保あり方PTは、幼稚園及び保育所のあり方に関すること、児童福祉審議会及び保育所等運営事業者選考等委員会を設置し、管理運営に関すること、認可保育施設整備及び保育所等整備並びに保育所等緊急整備等の補助金事業に関する事務を分掌している。

#### 備品の管理について（検討・改善）

登録漏れがあり未整理となっている備品の管理表については、速やかに整理、補完を行い、適切な管理を行われたい。

#### 子ども・子育て支援システムについて（検討・改善）

保育所施設の入所、収納、運営管理を行う「子ども・子育て支援システム」においては、長期間、同一システムが使用されているが、制度改正などによるシステム改修や保守管理においては、納入業者との随意契約となるため、見積り金額の妥当性や他システムに対する優位性についても確認・検討す

る必要があると考える。

また、システム入れ替えを行う場合には、新たに導入費用も必要となるが、定期的にランニングコストを含めた経費削減ができないか、他システムとの比較検討の意義はあると考える。

#### 幼稚園運営事業について（意見）

幼稚園運営事業は、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の制定による制度変更があり、必要となった幼稚園・保育園の入園児童の一体管理を、こども未来室へ移管することに伴い、こども未来室と教育指導室でそれぞれに行っていた幼児の健診、環境衛生管理などの保健に関する事業のほか、共通した事業を併せて移管したものである。

これらの事業については、こども未来室と教育指導室の業務分担も残っているが、現状でも一定の事務の効率化が図られているものとする。

しかしながら、平成28年度の事業開始から、5年を経過していることから、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」という制度の目的に沿った更なる事務改善の取り組みに期待するものである。

#### 大阪府新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金について（意見）

この補助金は、公立・民間保育所等において、延長保育事業・一時預かり事業・病児保育事業・一時預かり事業（幼稚園型）を実施するに際し、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から備品・消耗品の購入や施設の消毒等、必要となる費用を1事業当たり50万円以内の補助を行ったものである。この補助金の交付の目的に従い、公正に使用されていたことを実績報告

書等の書類審査により確認した。

当該補助金については、大阪府の補助要綱に基づき、あらかじめ事業者に補助金が概算交付され、おのおの実情に応じた活用が行われ、その精算が行われていたものであるが、精算返納する事業者も見受けられた。補助制度の周知や利便性に問題がなかったのか十分に検証しておく必要があると考える。

#### (児童館)

児童館は、館の運営にかかる企画、調査その他業務統計調査に関する事、館の施設及び設備の管理並びに使用許可申請に関する事、館の秩序維持に関する事、富田林市立児童館運営審議会及び関係諸団体との連絡及び調整に関する事、事業の企画及び実施に関する事、児童の福祉を増進することを目的とする組織等との調整に関する事、児童の健全な育成指導及び相談に関する事、館施設を利用して行う児童クラブ、サークル等の指導に関する事、その他館の業務実施に関する事務を分掌している。

#### 児童館事業について（意見）

児童館は、すべての児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設であり、令和2年度においては、その施設を活用し、次の3事業を行っている。

まず、小中学生育成事業では、小学生育成事業として放課後や長期休みの、友達づくりや児童の健全な育成を図ることを目的とし、安心安全な居場所を提供し、遊び、学習、スポーツ、創作活動などを実施している。また、中学

生育成事業として、生徒の交流や居場所づくりを支援するため、学習活動やスポーツ・レクリエーション活動などを実施している。

次に、親子ふれあい事業では、幼児、児童と保護者を対象に親子でふれあいながら、ともに体験することで、参加者同士の交流や子どもの健全育成を図ることを目的として、親子体操、親子トランポリン、たのしい科学、子連れでヨガなどの講座を通年、学期単位、長期休みなど期間を設定して実施している。

それから、乳幼児クラブ事業では、就学前の乳幼児と保護者の安心で安全な居場所となり、参加者同士の交流や情報交換の場所となることを目的として、毎回体操や絵本の読み聞かせの実施と季節や月齢にあった講座やワークショップなど組み合わせて年3期12クラスに分けて実施している。

これらの事業内容については、概ね児童館の設置目的に沿ったものであると評価できるが、小中学生育成事業のうちの小学生育成事業については、こども未来室で実施している学童クラブ事業と、施設の設置目的が違うものの適切な遊び等を通じて、その健全育成を図るという面では共通する点も認められる。

児童館は、乳幼児から中学生までを対象とした子育て支援施設であるとの位置づけは一定理解できるが、小学生育成事業については、学童クラブ事業と一体的な運営を図ることで、より子育て世代のニーズに沿った事業展開が可能となるのではないかと考える。両事業の一体的な運営には諸制約もあるかと思われるが、市全体として子育て支援の充実につながるより効果的な取り組みを期待するものである。



監査等指摘事項一覧表

	監査名	資料頁等	部局名	課名	項目	内容	指摘日
1	令和3年度定期監査	—	子育て福祉部	こども未来室	備品の管理について	登録漏れがあり未整理となっている備品の管理表については、速やかに整理、補完を行い、適切な管理を行われない。	令和4年3月29日
2	令和3年度定期監査	—	子育て福祉部	こども未来室	子ども・子育て支援システムについて	<p>保育所施設の入所、収納、運営管理を行う「子ども・子育て支援システム」においては、長期間、同一システムが使用されているが、制度改正などによるシステム改修や保守管理においては、納入業者との随意契約となるため、見積もり金額の妥当性や他システムに対する優位性についても確認・検討する必要があると考える。</p> <p>また、システム入れ替えを行う場合には、新たに導入費用も必要となるが、定期的にランニングコストを含めた経費削減ができないか、他システムとの比較検討の意義はあると考える。</p>	令和4年3月29日

※ 指摘事項について必要な措置を講じられた場合は、当該措置の内容を監査委員に通知すること。